

## 中山間地域等直接支払制度（第4期対策）に係る最終評価について

令和元年5月  
秋田県農山村振興課

## 1 制度の目的

- 食料・農業・農村基本法の規定を受けて、農業生産活動が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正することにより多面的機能の確保を特に図るための施策として、平成12年度から制度を開始。
- 耕作放棄の発生防止や農道・水路の管理等の取組のほか、中山間地域等における多面的機能の維持・推進を一層図るため、担い手の育成・確保、付加価値の向上など自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進。

## 2 評価の仕組みと最終評価の目的

- 協定における目標達成に向けた全体的な実施状況等を評価し、取組が不十分な協定に対しては、改善に向けた指導・助言を行い制度の実施効果を確保するとともに、実施状況・効果を踏まえた今後の施策検討のため、対策の中間年に中間評価、最終年に最終評価を実施。《参考資料2参照》
- 国は、実施要領第13の4に基づき、都道府県の報告を受け中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、効果と課題を踏まえ、制度全体の見直しを実施。

## 【実施要領（抜粋）】

## 第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

【実施要領の運用（抜粋）】

第17 交付金交付の評価

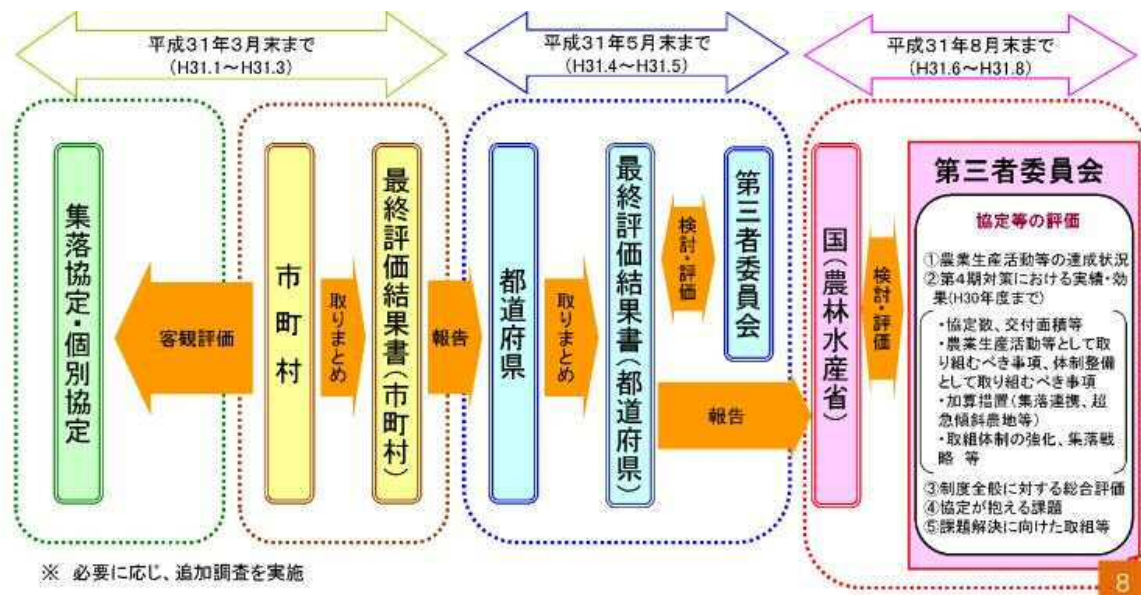
- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
  - (1) 中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。
  - (2) 最終評価は、平成31年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。

3 評価の対象及び方法

別紙1参照

4 最終評価のながれ

- 市町村は、協定活動の達成状況や取組の効果等を客観的に評価。評価結果（最終評価結果書）を都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村の評価結果を都道府県第三者委員会で検討・評価した上で、都道府県全域における効果、課題、課題解決に向けた取組等を取りまとめた「都道府県最終評価結果書」を国に報告。
- 国は、都道府県段階における評価結果等を第三者委員会で検討・評価し、全国的、大局的な視点から第4期対策の効果、課題、制度のあり方等の評価結果を取りまとめ。



◆評価の対象及び方法

項 目	市町村	県	
(1) 第4期中間年評価結果のフォー	○第4期対策の中間年評価において「要指導・助言」と評価された集落協定等の目標達成の見込み等について評価	○市町村の評価結果を踏まえて、県として評価	
(2) 事項ごとの評価	①集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	○②～④の活動が将来像を実施するための活動方策及び協定期間の目標に則して、平成31年度までに計画的に実施されることにより生じる効果等を取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価
	②農業生産活動等として取り組むべき事項	○「耕作放棄の防止等の活動」(必須事項)、「水路、農道等の管理活動」(必須事項)、「多面的機能を増進する活動」(選択的必須事項)ごとに、市町村管内全体の取組状況や特徴的な取組を行っている集落の実施データ等を活用して、それぞれその活動により生じる効果等を取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価
	③農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	○「A要件」(選択的必須事項)、「B要件」(選択的必須事項)、「C要件」(選択的必須事項)ごとに、市町村管内全体の取組状況や特徴的な取組を行っている集落の実施データ等を活用して、それぞれの活動により生じる効果や体制整備単価が加算されていることによる効果等を取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価
	④その他協定締結による活動		
	○加算措置	○「集落連携・機能維持加算(小規模高齢化集落支援)」 ・実施状況等を踏まえ、取組の参加者・面積の増加などに関する効果や単価が加算されていることによる効果等を取りまとめ評価 ○「超急傾斜農地保全管理加算」 ・市町村管内全体の取組状況や特徴的な取組を行っている集落の実施データ等を活用して、それぞれの活動により生じる効果や単価が加算されていることによる効果等を取りまとめ評価	・市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価
	○集落戦略	○作成状況、本制度に取り組む協定・参加者・面積の増加などのデータ等を活用して、それぞれの活動により生じる効果等を取りまとめ評価 ○取組により生じる具体的な効果について、選択肢から該当するものすべてを選択	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価
	○地域・集落の活性化	○寄合い回数の増加や世代間交流、地域行事やイベント開催、UIターン者の増加など、集落機能の活性化に関する効果等を取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価
○集落協定の広域化・集落間連携(集落協定の統合)	○集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援及び小規模高齢化集落支援)」の有無にかかわらず、取組を行った協定・参加者・面積の増加などのデータ等を活用して、それぞれの活動により生じる効果等を取りまとめ評価 ○取組により生じる具体的な効果について、選択肢から該当するものすべてを選択 ○「集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)」を受けている協定がある場合には、単価が加算されていることによる効果についても取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価	
○個人配分額の上限交付額の引き上げ	○第4期対策開始時に拡充した「一農業者当たりの上限交付額の拡大(100万円から250万円に拡大)」について、取組により生じる効果等を取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価	
○その他	○上記以外の取組に関する効果等を取りまとめ評価	○市町村から報告のあった結果を踏まえて、事項ごとに交付金交付の効果等を取りまとめ評価	

## ◆評価の対象及び方法

項 目	市町村	県
(3) 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価	<p>○(2)の評価等を踏まえ、中山間地域等の農業農村の維持・発展に対する本制度の有効性の総合的な評価(A~G)をし、評価理由及び内容を記載</p> <p>○本制度を実施することで集落にもたらされる効果について、選択肢から該当するものすべてを選択</p>	<p>○(2)の評価結果、市町村段階の総合評価結果、市町村への支援等を通じて把握している効果、都道府県段階の第三者委員会の意見等を踏まえて、中山間地域等の農業農村の維持・発展に対する本制度の有効性の総合的な評価(A~G)をし、評価理由及び内容を記載</p> <p>○本制度を実施することで集落にもたらされる効果について、選択肢から該当するものすべてを選択</p>
(4) 第1期対策から第4期対策までの効果等	<p>○本制度の第1期対策から第4期対策に取り組んだ結果、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項について、選択肢から該当するものすべてを選択し、その内容を具体的に記載</p> <p>○取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容について記載</p>	<p>○市町村の評価結果、都道府県段階の第三者委員会の意見等を踏まえ、本制度の第1期対策から第4期対策に取り組んだ結果、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項について、選択肢から該当するものすべてを選択し、その内容を具体的に記載</p> <p>○取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容について記載</p>
(5) 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等	<p>○実施状況等及び交付金交付の効果等の検証、協定への支援や本評価に当たっての聞き取り等により、本制度を活用して農業生産活動等を継続するに当たり協定が抱えている課題等について、選択肢から該当するものすべてを選択</p> <p>○具体的にどのような課題を抱えているのか、課題解決に向けどのような取組が必要か、その詳細を記載</p>	<p>○実施状況等及び交付金交付の効果等の検証、市町村への支援や市町村が認識している課題、都道府県段階の第三者委員会の意見等を踏まえ、本制度を活用して農業生産活動等を継続するに当たり協定が抱えている課題等について、選択肢から該当するものすべてを選択</p> <p>○具体的にどのような課題を抱えているのか、課題解決に向けどのような取組が必要か、その詳細を記載</p>
(6) 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由	<p>○対象農用地を有するものの、本制度に取り組んでいない管内の農業集落について、当該集落から本制度に取り組んでいない理由を聞き取り、その内容を取りまとめて記載</p>	<p>○(6)の市町村からの報告や市町村に対する支援等を通じ把握している理由等を踏まえ、対象農用地を有しているが本制度に取り組んでいない管内の農業集落の理由を取りまとめて記載</p>
(7) 取組の評価と今後の取組方針	<p>○(1)~(6)の評価等の結果及び都道府県段階の第三者委員会の意見を踏まえ、以下の内容について、本制度の実施効果を総括するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針を取りまとめ記載</p> <p>○基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《取りまとめ項目》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進</li> <li>② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)</li> <li>③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)</li> <li>④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化</li> <li>⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化</li> <li>⑥ 超急傾斜農地の保全活動</li> <li>⑦ その他(省力化等)</li> <li>⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、用途のあり方</li> </ol> </div>	

## 中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

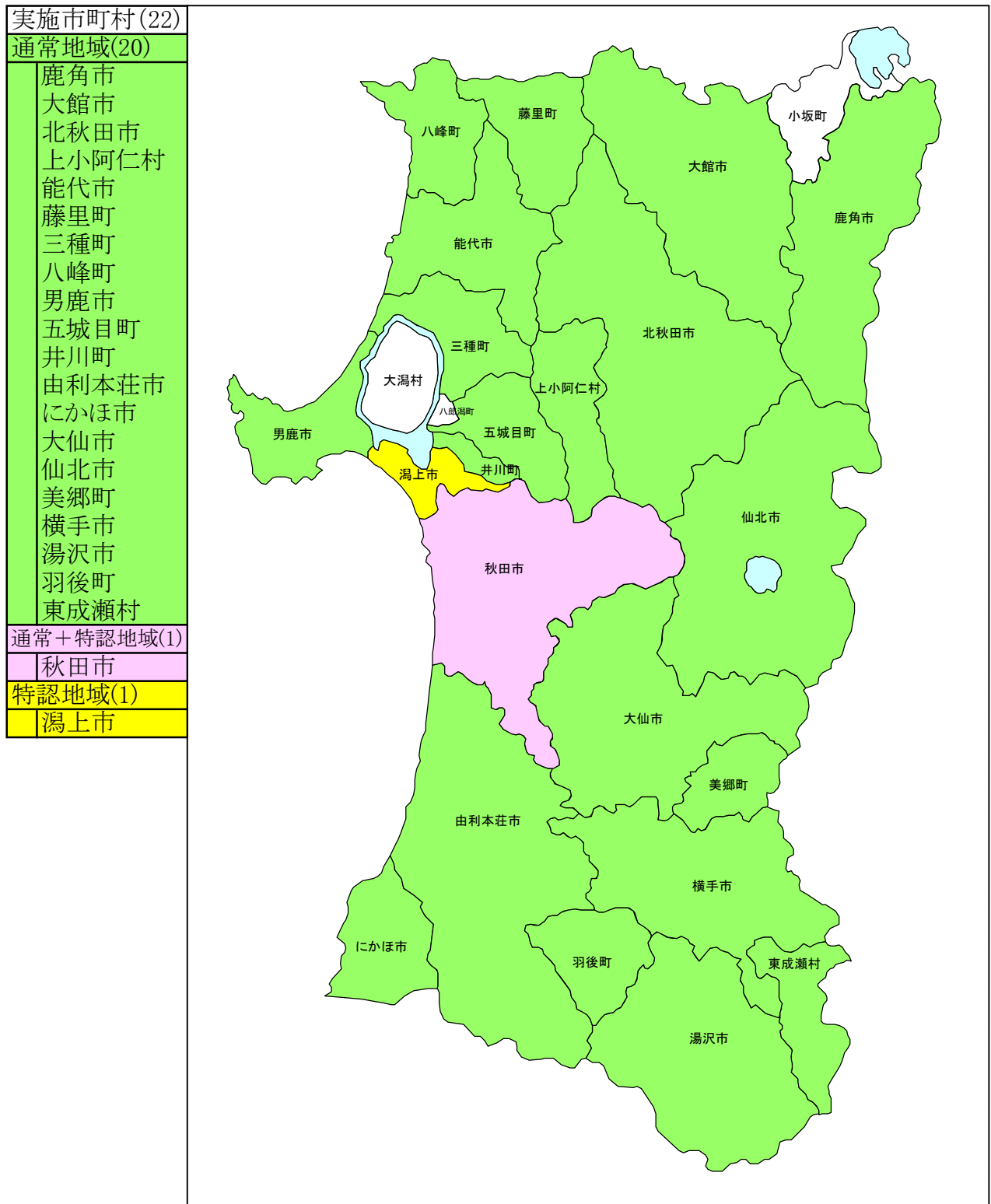
区分	総合評価の結果	説明
A	おおいに評価できる	制度を非常に高く評価している場合 ※ 集落の農地等の保全、その他の課題解決に不可欠な制度であり制度全体を高く評価
B	おおむね評価できる	制度の大部分について評価している場合 ※ 集落の農地等の保全、その他の課題解決に重要な役割を果たしており、一部、改善すべき内容もあるが制度全体を概ね評価
C	やや評価できる	制度を少しだけ評価している場合 ※ 集落の農地等の保全、その他の課題解決に必要な制度であるが、改善すべき内容も多くある。
D	さほど評価できない	制度をたいして評価していない場合 ※ 集落の集落の農地等の保全、その他の課題解決への効果が高いとまではいえない。
E	ほとんど評価できない	制度を全く評価しないわけではないが、それに近い程度しか評価していない場合 ※ 集落の集落の農地等の保全、その他の課題解決への効果が低い。
F	全く評価できない	制度を一切評価していない場合 ※ 集落の集落の農地等の保全、その他の課題解決への効果がほとんどない。
G	その他	上記の区分を選択できない場合

## 中山間地域等直接支払制度の実施状況

令和元年5月  
秋田県農山村振興課

## 1. 実施市町村

(1) 平成27年度からの第4期対策では、県内25市町村のうち、22市町村において取組が行われている。



市町村別実施状況

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

市町村名	協定数			対象農用地 面積(ha) ④	交付面積 (ha)				交付面積率 (%) ⑤/④	協定締結 面積(ha) ⑩	協定面積率 (%) ⑩/④	交付金額 (千円) ⑪=⑫+⑬	うち共同取組 活動分 ⑫	うち個人配分 分 ⑬		
	①=②+③	うち集落協定 ②	うち個別協定 参加者数(人) ③		⑤=⑥+⑦+⑧+⑨	田 ⑥	畑 ⑦	草地 ⑧							採草牧草地 ⑨	
鹿角市	8	8	186	0	109	109	0	0	0	100.0	109	100.0	22,977	11,696	11,281	
大館市	6	5	83	1	48	48	41	0	7	0	100.0	48	100.0	7,230	3,138	4,092
北秋田市	15	15	304	0	97	97	97	0	0	0	100.0	97	100.0	20,114	9,436	10,678
上小阿仁村	13	13	141	0	104	104	104	0	0	0	100.0	104	100.0	10,126	4,118	6,008
能代市	6	6	73	0	21	21	21	0	0	0	100.0	21	100.0	4,051	1,753	2,298
藤里町	5	4	26	1	19	19	19	0	0	0	100.0	19	100.0	2,670	1,970	700
三種町	29	29	358	0	295	295	295	0	0	0	100.0	295	100.0	26,207	13,103	13,104
八峰町	2	2	104	0	104	104	104	0	0	0	100.0	104	100.0	12,073	6,037	6,036
秋田市	2	2	48	0	78	23	23	0	0	0	29.5	23	29.5	1,799	1,799	0
男鹿市	29	28	136	1	293	114	114	0	0	0	38.9	114	38.9	14,962	6,467	8,495
潟上市	4	4	31	0	20	20	20	0	0	0	100.0	20	100.0	1,410	645	765
五城目町	2	2	14	0	143	8	8	0	0	0	5.6	8	5.6	1,617	808	809
井川町	8	7	45	1	81	56	56	0	0	0	69.1	56	69.1	4,269	1,979	2,290
由利本荘市	167	167	5,041	0	5,072	4,827	4,820	0	7	0	95.2	4,827	95.2	481,080	179,634	301,446
にかほ市	23	23	556	0	954	852	850	2	0	0	89.3	852	89.3	149,077	65,364	83,713
大仙市	2	2	15	0	9	9	9	0	0	0	100.0	9	100.0	1,441	744	697
仙北市	13	13	153	0	107	107	107	0	0	0	100.0	107	100.0	10,105	5,140	4,965
美郷町	3	3	53	0	40	40	40	0	0	0	100.0	40	100.0	8,312	4,049	4,263
横手市	69	69	1,324	0	719	719	703	16	0	0	100.0	719	100.0	65,796	35,827	29,969
湯沢市	89	88	2,733	1	2,035	2,008	1,993	15	0	0	98.7	2,008	98.7	189,327	86,183	103,144
羽後町	35	35	526	0	836	512	512	0	0	0	61.2	512	61.2	39,708	8,702	31,006
東成瀬村	17	16	523	1	338	338	303	0	18	17	100.0	338	100.0	33,498	16,046	17,452
計 22市町村	547	541	12,473	6	11,522	10,430	10,348	33	32	17	90.5	10,430	90.5	1,107,849	464,638	643,211

秋田県 最終評価結果書（案）

資料 3

都道府県名	秋田県	都道府県コード	
-------	-----	---------	--

1 実施状況の概要（平成30年度末時点）

(1) 交付市町村数	22	市町村			
(2) 協定数	547	協定	【うち集落協定	541	協定
			集落協定参加者数	12,473	人
			【対象農用地面積	11,520	ha
(3) 交付面積	10,429	ha	【協定締結面積	10,429	ha
			【地目別交付面積内訳	田 :	10,347
				草地 :	32
			【うち共同取組活動分 :	464,638	千円
(4) 交付金額	1,107,849	千円	うち個人配分 :	643,211	千円

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等																													
・指導・助言を行っている協定の現状	<p>第4期中間評価において、指導・助言が必要と判断された161協定は、当該最終評価時では、153協定が目標達成が見込まれると判断されている。                      なお、平成30年度末時点で引き続き、指導・助言が必要と判断された15協定については、計画より遅れがみられるものの、市町村の指導・助言により目標の達成は可能と見込まれている。</p>																													
	<table border="1"> <tr> <td>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数</td> <td>47</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>32</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>15</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td></td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>161</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>④ 上記のうち</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>153</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>8</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td></td> <td>協定</td> </tr> </table>	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	47	協定	② 上記のうち			・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	32	協定	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	15	協定	・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数		協定	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	161	協定	④ 上記のうち			・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	153	協定	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	8	協定	・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	
① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	47	協定																												
② 上記のうち																														
・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	32	協定																												
・引き続き、指導・助言が必要な協定数	15	協定																												
・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数		協定																												
③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	161	協定																												
④ 上記のうち																														
・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	153	協定																												
・引き続き、指導・助言が必要な協定数	8	協定																												
・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数		協定																												

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>・協定内の協議によって作成された活動計画に基づいて共同活動等が行われ、適切に維持管理がなされており、耕作放棄地の防止につながっている。                      ・活動計画により、活動目標、担い手等への集積、集落内でのサポート等、個々の役割が明確化され、協定参加者の連帯感が高まった。                      ・集落での共同活動が通常化し、農業生産法人や認定農業者などを中心とした農業生産活動が続けられている。</p> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・多くの協定において、活動計画に基づき着実に取組が実施されており、集落全体で互助できる体制が構築されてきている。                      ・集落協定締結から長期に渡り共同活動を行ってきたことで、集落全体の農地保全意識が高まり耕作放棄地の防止につながっているが、高齢化や後継者不足により実施体制の継続が年々困難になってきており、新たな人材育成と今後の農地保全の継続が課題となっている。</p>												
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・対象農用地面積の約9割に当たる10,429haが交付面積となっている。                      ・本交付金を活用し、条件不利地域であっても、農業生産活動継続のための水路・農道等の補修や改修が定期的な点検のもと計画的かつ組織的に行われており、耕作放棄地の発生防止に多大な効果を発揮している。                      ・高齢化等により営農が困難になると懸念される農用地について、賃借権の設定や農作業受委託等により、集落全体で耕作放棄地の未然防止に努めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>10,375 ha</td> <td>54 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用区域への編入面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・集落等での共同活動と対象農用地の管理に対する意識が定着してきており、耕作放棄の防止につながっている。                      ・今後、高齢化等による離農者が増加した場合、管理できなくなった農地をどうしていくのか、今の組織で取り組んでいくことが可能なのか、現在の協定農用地面積を維持していくことが可能なのかなど、集落内で話し合いを深めていく必要がある。</p>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	10,375 ha	54 ha	② 農振農用区域への編入面積			③ 既荒廃農地の復旧面積		
	集落協定	個別協定											
① 協定締結面積	10,375 ha	54 ha											
② 農振農用区域への編入面積													
③ 既荒廃農地の復旧面積													



	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要及び取組により生じた効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路・農道の草刈り、泥上げ等の管理が共同作業で行われることにより、農作業が効率化され、個々の農家の負担軽減につながった。</li> <li>・交付金を活用したU字溝設置や農道の敷砂利補修等の適切な維持管理を行うことで、農業生産活動の維持・向上に大きく貢献しており、高齢化の進む集落には大きな助力となっている。</li> <li>・水路約2,100km、農道約1,300kmの管理延長となっており、適正に管理された水路・農道等により農作業が効率的に実施できるなど、農業生産活動の維持や環境の保全、災害発生の防止等に効果を発揮している。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>2,114,679 m</td> <td>600 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>1,289,504 m</td> <td>600 m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路・農道の草刈り、泥上げ等の定期的な点検整備や補修等を実施することにより、水路・農道等の適切な維持管理が行われている。</li> <li>・上流となる中山間地域において、適切な施設の管理・補修が行われていることで、下流を含めた防災効果も発揮している。</li> <li>・今後想定される高齢化に伴う参加者の減少や、活動の衰退を防ぐための体制の構築について、話し合い等を重ねていく必要がある。</li> </ul>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	2,114,679 m	600 m	② 管理する農道の延長	1,289,504 m	600 m												
	集落協定	個別協定																				
① 管理する水路の延長	2,114,679 m	600 m																				
② 管理する農道の延長	1,289,504 m	600 m																				
	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要及び取組により生じた効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の約3割の協定で、共同作業により景観作物の植栽による周辺環境の保全や、周辺林地の下草刈りを実施している。</li> <li>・景観作物の植栽活動では、農家・非農家の垣根を越えた交流による地域の連帯感の高まりが感じられている。また、女性の参加も多くなるため、集落内の雰囲気作りにも効果を発揮している。</li> <li>・周辺林地の下草刈りでは、病害虫の影響の抑制、鳥獣対策としての緩衝帯の役割等、農地の保全以外にも住民生活の安全等にも効果を発揮している。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈りの面積</td> <td>160 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿等の施設数</td> <td>施設</td> <td>施設</td> </tr> <tr> <td>⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数</td> <td>161 協定</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数</td> <td>15 協定</td> <td>協定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の景観保全がなされ、洪水や土砂災害防止に効果を発揮しており、鳥獣対策にも大きく効果を発揮している地域もある。</li> <li>・景観作物の作付けは、構成員にかかわらず、農家・非農家の垣根を越えた交流を行っており、地域の連帯感が高まっているほか、女性の参加も多くなるため、集落内の雰囲気作りにも効果がある。</li> <li>・高齢化により人口が減少しても活動を継続していけるよう、より若い年代の参加者の人員確保が今後の課題となっている。</li> </ul>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈りの面積	160 ha	ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	ha	ha	③ 市民農園等の面積	ha	ha	④ 体験民宿等の施設数	施設	施設	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	161 協定	協定	⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	15 協定	協定
	集落協定	個別協定																				
① 周辺林地の下草刈りの面積	160 ha	ha																				
② 棚田オーナー制度の対象面積	ha	ha																				
③ 市民農園等の面積	ha	ha																				
④ 体験民宿等の施設数	施設	施設																				
⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	161 協定	協定																				
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	15 協定	協定																				
<p>(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</p>	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度において4協定がA要件に取り組んでいる。</li> <li>・内訳は機械・農作業の共同化が1協定、担い手への農地集積が2協定、機械・農作業の共同化+担い手への農作業の委託が1協定となる。</li> <li>・機械等の共同化に取り組んでいる協定においては、農業生産活動の効率化及び低コスト化が図られ、効率的な管理体制につながっている。</li> <li>・担い手への作業委託については、目標面積には達していないが、取り組み開始時の1.5倍程度まで面積が増加している。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>① 機械・農作業の共同化への取組面積</td> <td>12 ha</td> </tr> <tr> <td>② 高付加価値型農業の実践への取組面積</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 農業生産条件の強化への取組面積</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>④ 担い手への農地集積への取組面積</td> <td>5 ha</td> </tr> <tr> <td>⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積</td> <td>2 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への作業委託が進んできており、今後一層加速化していくものと期待される。</li> <li>・本制度の活用により個人や法人だけでなく集落全体でカバーするという意識が高まっているように感じる。</li> <li>・個人の担い手農家は高齢化が進んでおり、また、設立当初想定していた面積を超過して集積している法人もあるため、これ以上の集積が望めない地域もある。</li> </ul>	① 機械・農作業の共同化への取組面積	12 ha	② 高付加価値型農業の実践への取組面積	ha	③ 農業生産条件の強化への取組面積	ha	④ 担い手への農地集積への取組面積	5 ha	⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	2 ha											
① 機械・農作業の共同化への取組面積	12 ha																					
② 高付加価値型農業の実践への取組面積	ha																					
③ 農業生産条件の強化への取組面積	ha																					
④ 担い手への農地集積への取組面積	5 ha																					
⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	2 ha																					
	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度において東成瀬村の2協定がB要件に取り組んでおり、直売所を開設して集落内の農場で取れた農作物などを販売している。</li> <li>・農家と非農家をつなぐ場を創出しており、集落内のコミュニティが強まっている。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>① 集落協定への新規参加者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち女性</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち若者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うちNPO法人</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>うちその他【            】</td> <td>人・団体</td> </tr> <tr> <td>② 新規就農者等確保数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数</td> <td>2 協定</td> </tr> <tr> <td>④ 消費・支出の呼び込みの取組面積</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家と非農家をつなぐ場が創出されたことで人が集まり、地域住民の繋がりが強くなっていると感じられており、数値としては見えにくいものの一定の効果があると評価できる。</li> <li>・今後継続していくためには、一定の収益を上げることが課題と考えられる。</li> </ul>	① 集落協定への新規参加者数	人	うち女性	人	うち若者	人	うちNPO法人	法人	うちその他【            】	人・団体	② 新規就農者等確保数	人	③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	2 協定	④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	ha					
① 集落協定への新規参加者数	人																					
うち女性	人																					
うち若者	人																					
うちNPO法人	法人																					
うちその他【            】	人・団体																					
② 新規就農者等確保数	人																					
③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	2 協定																					
④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	ha																					

		<p align="center"><b>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</b></p> <p>・30年度において、全協定の88%となる479協定が選択している。          ・農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した216協定(39%)では、集落内外の農業生産法人や認定農業者等が農地を引き受けたり、集落ぐるみの共同取組活動により1,175haの農業生産活動等の維持が図られた。          ・さらに本制度によって、集落内の農業者および営農組織等の関わり合いが密になり、集落の一人ひとりが協力して皆の農地を支えていくという認識が大きくなっている。          ・農地だけでなく、関連した農道や水路も適正に管理され、ほ場条件が改善されているだけでなく景観保全や生態系維持にも繋がっている。</p>	
	・C要件	<p>① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数 <span style="float:right">479 協定</span></p> <p>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数 <span style="float:right">216 協定</span></p> <p>③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積 <span style="float:right">1,175 ha</span></p>	
		<p align="center"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <p>・共同で支え合う体制が予め構築されたことにより、耕作放棄地の発生を防止することが可能となっている。          ・今後、担い手等が減少することが考えられることから、支援体制を維持するため、後継者や新たな担い手の確保による担い手数の維持・拡大が課題となっている。</p>	
(4) その他協定締結による活動		<p align="center"><b>取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)</b></p> <p>・由利本荘市の1協定において4haが対象農用地となっており、25万円ほどの加算金が交付されている。          ・農道の幅員が狭く危険な箇所などの改善を本加算金により行っており、転作作物の作付維持につながっている。</p>	
	・加算措置(集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)を除く。)	<p align="center">集落協定                      個別協定</p> <p>① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数 <span style="float:right">ha</span> <span style="float:right">ha</span></p> <p>② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】 <span style="float:right">4 ha</span> <span style="float:right">ha</span></p>	
		<p align="center"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <p>・超急傾斜地の法面管理(草刈り等)に非常に苦慮しており、作付を維持するのが困難な状況となっていたが、本加算金により作付けの維持に効果があった。          ・超急傾斜地においては、付加価値のある作物の作付が今後の課題になると思われる。</p>	
		<p align="center"><b>取組の概要及び取組により生じた効果</b></p> <p>・第4期対策で追加された要件であるが、全体の62%となる339協定が集落戦略を作成している。          ・しかしながら、集落戦略作成のメリットを受けられるのは15ha以上の協定であることから、メリットを受けることができる対象は124協定のみとなっている。          ・残る215協定については、集落連携・機能維持加算に取り組むことで対象となることができるが、集落連携に向けて指導・助言を受けている2協定のほかには、集落連携・機能維持加算に取り組んでいる協定はない。</p>	
		<input type="radio"/> 交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった <input type="radio"/> 集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった <input type="radio"/> 課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した <input type="radio"/> 農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった <input type="radio"/> 担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ <input type="radio"/> 農地の受け手が確保された、気運が高まった <input type="radio"/> 高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった <input type="radio"/> オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった <input type="radio"/> 補助事業など課題解決のための支援が受けられた <input type="radio"/> その他【                      】 <input type="radio"/> 効果なし	
	・集落戦略【第4期対策新規措置】	<p>① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積 <span style="float:right">339 協定</span> <span style="float:right">6,048 ha</span></p> <p>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積 <span style="float:right">124 協定</span> <span style="float:right">4,517 ha</span></p> <p>うち15ha以上の協定数及び面積 <span style="float:right">124 協定</span> <span style="float:right">4,517 ha</span></p> <p>うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積 <span style="float:right">協定</span> <span style="float:right">ha</span></p> <p>② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積 <span style="float:right">2 協定</span> <span style="float:right">8 ha</span></p> <p>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積 <span style="float:right">協定</span> <span style="float:right">ha</span></p> <p>うち15ha以上の協定数及び面積 <span style="float:right">協定</span> <span style="float:right">ha</span></p> <p>うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積 <span style="float:right">協定</span> <span style="float:right">ha</span></p> <p>③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数 <span style="float:right">協定</span> <span style="float:right">ha</span>  <span style="float:right">人</span></p>	
		<p align="center"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <p>・集落戦略作成に当たり、集落で協定農用地の将来像について話し合いが行われ、将来像を共有することができたが、今後はさらなる担い手の高齢化や後継者不足が課題になると思われる。          ・15ha以上の集落協定では、集落戦略の作成により遊及返還の対象が緩和されたことから、より安心して制度を活用できるようになった。本県では、15ha以上の協定面積を持つ協定が214協定あるが、まだ作成していない協定も90協定あることから、制度を有効活用できるよう、作成に向けた指導助言を継続していきたいと考えている。          ・一方で、要件に合致した場合でも、個人の遊及返還に変わりはないことから、年金暮らしのような高齢者の場合には個人分の遊及返還についても困難な場合があるとの懸念もある。          ・農地や施設の管理について見通しが明らかになり、担い手への集積に関する検討も進んだが、構成員の減少により管理を受け持つことができる農地等も限界が見え始めており、新規の農業者の確保や、より効率的な農業生産活動に取り組んでいかなくてはならないと考えている。</p>	



4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業農家や高齢者世帯農家が増加しつつある現状において、共同で支え合う体制整備が確立されたことにより、耕作放棄地の防止や水路等の維持管理の持続的な農業生産活動が着実に実施されている。</li> <li>・条件が不利な中山間地の維持管理に協定として取り組むことで、農家の連携や集落の活性化、里山の景観形成など様々な効果がみられ、農家の負担軽減、集落ぐるみでの活動など農業だけでなく、高齢化・過疎化が進む中山間地の集落において大きな効果を発揮している。</li> <li>・農家だけでなく地域住民の数が減少しており、将来に不安を抱える集落も多いなか、集落の活動にとって不可欠な交付金である。</li> <li>・高齢化の進行により、毎年参加者が減少する傾向にあり、来期の5年間に不安を感じている集落は少ない。</li> </ul>
<input type="radio"/>	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
<input type="radio"/>	② 一定期間、安定して交付金が交付された
<input type="radio"/>	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
<input type="radio"/>	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
<input type="radio"/>	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
<input type="radio"/>	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑧ 集落間連携への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
	⑫ その他の効果【                      】
<input type="radio"/>	⑬ 効果なし
都道府県第三者委員会の意見	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由	
<input type="radio"/>	① 耕作放棄地の発生が防止された	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上この制度を利用している協定が多く、作付けしていない農用地も耕作している農用地と同様に、耕起や草刈をすることによっていつでも作付けできる農用地を維持するようになっている。</li> <li>・所有者の死亡などにより管理が難しくなった農地も協定内で管理することができている。</li> </ul>
<input type="radio"/>	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の話し合いや共同活動により寄合活動が定期的に行われるようになったことから、祭りや伝統芸能が保存されるなど、引き続き集落機能が維持されており、地域活動の活性化につながっている。</li> <li>・直売所を開設するなど集落間での取組が活発化している。</li> </ul>
<input type="radio"/>	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同活動により、計画的に維持管理を実施し、水路・農道等の適正な維持管理がなされた。</li> <li>・施設の適正な管理により、降雨時等の災害防止に効果があった。</li> </ul>
<input type="radio"/>	④ 鳥獣被害が防止された	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の適切な管理、周辺林地の下草刈りや鳥獣防止ネットの設置などにより、鳥獣被害が防止されている。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同作業による草刈りや農道維持、集落会館や道路沿いへの景観作物の植栽・管理を協定参加者及び地域住民が協力して行うことで、農村景観の保全など集落環境が向上した。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地を維持保全し、農業生産活動を継続するため、地域自らが考え、将来的な担い手の確保や農地集積に取り組んでいる。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑦ 担い手への農地集積が進んだ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の維持管理の意識が高まり、高齢化等により農業の継続が困難となった農地を担い手や農業法人が引き受けることにより、農地集積が進んだ。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産活動の効率化及び低コスト化を図るため、3期対策までに31協定、4期対策で2協定が機械等の共同化に取り組んでいる。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保のため、3期対策までに、新規就農者9名の確保、認定農業者321名の育成に取り組んでいる。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直売所を開設して集落内の農地で取れた農作物などを販売している。</li> <li>・農家と非農家をつなぐ場を創出しており、集落内のコミュニティが強まっている。</li> </ul>
<input type="radio"/>	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直売所での農作物の販売による農家と非農家の交流が生まれている。</li> <li>・景観作物の植栽について協定参加者以外の非農家との共同作業を行っている。</li> <li>・祭りなど地域行事への観光客等の参加などにより非農家との交流が活発となった。</li> </ul>
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	
<input type="radio"/>	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観作物の植栽、祭り、クリーンアップなど地域行事などが継続して開催できたことにより、世代間交流が活発になった。</li> </ul>
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	

	⑮ その他	
都道府県第三者委員会の意見		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	19市町村において次の問題を抱えている。 ・高齢化による離農や後継者不在の進行しており、特に山間部では高齢化・過疎化の進展が著しく、後継者がいない(子や孫は他県、他市町村に住んでおり同居していない)場合が多いため対策を講じれない状況。(協定内の65歳以上の参加者は6,385人で率にして51%と過半数を超えている。一方、44歳以下の参加者は483人と4%にも満たない。) ・また、未整理田が多く面積も小さいため受け手もいないため、他の集落等からの増員も見込めない等の問題がある。 ・高齢化は避けがたく、それに伴う農業者人口の減少は免れないことから、担い手の育成や農業法人への農地集積等の推進が必要。
	○ ② 担い手の不在	・12市町村において高齢化が進むにつれ協定参加者が減少する問題を抱えている。 ・このため、シルバー人材などへ外部発注や、対象農用地以外の農業者等多様な人材確保が必要である。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	・7市町村において、高齢化、過疎化によりリーダーとなる人材が確保できないという問題を抱えている。 ・特に山間部だと該当するような人が何人もいないわけではないため、1~2人で中山間の運営をやることになるが、会社勤めのため実績報告の提出や現地確認の立ち会い等を断られるケースもある。 ・このため、外部への発注や、対象農用地以外の農業者等多様な人材確保が必要である。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	・中山間地域は、基盤整備が進んでいない状況であり、今後担い手に集積させるには基盤整備を押し進める必要があるという問題を抱えている(7市町村)。 ・特に未整理田は山間地に多いため、基盤整備事業の有効活用及びそれに係る交付金の加算措置が必要である。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	・周辺林地の下草刈り等適正管理により被害が防止されているものの、野生鳥獣の目撃が増えており、新たな対策が必要と考えている(5市町村)。
	○ ⑥ 農業収入の減少	・3市町村において、農業収入の減少による農家の減少が少なからず構成員の減少に波及しているが、営農コストが多くなかかっており、収入増につながらないという問題を抱えている。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑦ 農作業の省力化	・4市町村において、ほ場の区画が狭く、大型の機械での作業ができず、機械体系や省力化につながらないという問題を抱えている。 ・生産基盤の整備やスマート農業の導入等による更なる省力化を図る必要がある。
	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	・4市町村において、集落全体の高齢化により、交付金があっても農業者が不足し共同取組活動が実施出来なくなるにより活動が滞るという問題を抱えている。 ・他集落との連携やスマート農業の導入等による効率化を図る必要がある。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	
本制度に関する課題	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	1市町村において、良好な住環境を求め人口流出が止まらないという問題を抱えている。インフラ整備などの歯止めが必要。
	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	6市町村において次の問題を抱えている。 ・高齢による自身の健康不安などから交付金返還措置への不安がある。 ・15ha未満の集落協定が多く、集落戦略による緩和要件の対象とならない。
	○ ⑫ 行政との連携不足	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	・8市町村において次の問題を抱えている。 後継者がいない70歳代では、5年先が不透明なため、期間を短縮する検討が必要である。 すでに維持管理のみで耕作していない、草刈程度しか作業できない高齢の農業者は、耕起を他の人に頼むしかないが、未整理田が多く緩傾斜の単価では委託料に足りない。
	○ ⑭ 事務負担の軽減	・10市町村において、高齢(70歳以上)の方が事務をしている場合もあり、パソコン操作が困難なため、提出書類の作成には大変苦労しているという問題を抱えている。 ・提出書類の内容簡素化や市町村での作成補助等が必要である。
	○ ⑮ その他	2市町村において次の問題を抱えている。 ・高齢化により活動できる人も年々減っており、後継者がいない場合が多いことから、今後、不参加者が増えることが予想される。 ・集落協定の支援について、行政以外(建設業やシルバー人材)の活用などの検討が必要である。
	○ ⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由
対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない市町村は8市町村 ・高齢化や後継者不足により5年間の継続が困難であること。(1市町村) ・リーダー(代表や役員)の不在や事務(書記・会計)をやってもらえる人がいないこと。(2市町村) ・高齢化や後継者不足とリーダー等の不在の両方。(4市町村) ・高齢化と多面的機能支払交付金に取り組んでいること。(1市町村)

## 8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	・協定の活動による耕作放棄地化の未然防止が図られ、多面的機能の維持に非常に貢献しているので、今後とも継続していく必要がある。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	・協定内では高齢化が進んでおり、比較的若くても60代の方が協定の核となっているケースが殆どであることから、後継者や担い手不足を解消しない限り今後何年協定活動が可能なのか危惧される。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	・個人配分のほか、共同活動により適切に施設が管理されていることで、営農が継続され所得が確保されているが、他産業と同等の賃金が得られない限り、後継者確保は不可能な状況であり、6次産業化の導入を図るなどの誘導が必要である。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	・地域を支える意識が高まり、耕作放棄地化の未然防止を図るなど、集落の活性化が図られた。 ・今後もこの体制を継続させたい。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	・本制度により、今後も活動の継続が可能な体制が構築された。 ・将来的には集落間連携等での取組強化を図らなければ、継続が困難な協定も生じると考えられることから、集落間での意見交換の場を作り協定の広域化を進めたい。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	・本制度により、超急傾斜農地において、今後も農業生産活動が継続可能な体制が構築された。
⑦ その他(省力化等)	・参加者が減少する傾向であっても、農作業が可能となるよう、スマート農業等の導入により省力化を図る。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、用途のあり方	・交付金用途の自由度が高く、地域の話合いにより地域が必要とする活動に活用されている。 ・後継者育成対策として、農業研修生の参加や、活動参加者の減少対策として企業等への外部発注などにも交付金を使用できるような制度が必要である。
都道府県第三者委員会の意見	

## 9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金によって、各集落協定において共同取組活動等を行うことにより、集落内の人と人との結びつきが強まり、集落の活性化につながっている。</li> <li>・共同取組活動により新たな耕作放棄地の発生防止が図られているほか、水路・農道等の維持管理や整備に大きな効果を発揮している。</li> <li>・伝統芸能や地域行事も維持されているとともに集落機能の維持に非常に効果があり、近年の自然災害による被災後の営農継続の意欲維持にもつながっているため、このまま継続する必要がある。</li> <li>・高齢化の進展が著しく5年間の活動を見通せない状況であることから、事務処理の煩雑さで協定参加を断念する集落もあるため、書類の簡素化や、担い手不足解消のため外部発注をも考慮する必要がある。</li> <li>・担い手不足の解消のため、スマート農業等の導入による作業の省力化を図っていきたい。</li> </ul>

(別紙)

中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果	説明
A	おおいに評価できる	制度を非常に高く評価している場合
B	おおむね評価できる	制度の大部分について評価している場合
C	やや評価できる	制度を少しだけ評価している場合
D	さほど評価できない	制度をたいして評価していない場合
E	ほとんど評価できない	制度を全く評価しないわけではないが、それに近い程度しか評価していない場合
F	全く評価できない	制度を一切評価していない場合
G	その他	上記の区分を選択できない場合

